介護保険住宅改修の手引き

小野町　健康福祉課

令和５年１月

１．制度の概要

　介護が必要になっても可能な限り在宅生活を送ることができるよう、住宅改修により住環境を整えることで、低下した身体機能を補うだけでなく、転倒事故等による要介護度の重度化を防ぐことを目的とする制度です。

２．対象者

　住宅改修費支給の申請ができるのは、以下のすべてに該当する方に限られています。

・介護保険法における要介護１～５または要支援１～２の認定を受けている方

　・町が保険者である被保険者

　・日常的に在宅で生活をしている方（入院中の方や施設介護サービスを受けている人は対象となりません。）

　・改修希望の住宅が、住所地の住宅であること。

３．支給限度基準額

　住宅改修費の上限となる額（支給限度基準額）は、消費税込み20万円です。利用者は、支給限度額を上限として、費用の1～3割（負担割合証に記載の割合）を自己負担分として事業者に支払います。（小数点以下切り上げ）

　なお、支給限度基準額を超えた分は全額自己負担となります。

（支給額の例）



♦支給限度基準額リセットについて

（１）3段階リセット

　住宅改修に着工する時点の介護度が、以前着工した時の介護度と比較して下記「介護の必要の程度」が３段階以上あがった場合に再度、支給限度基準額が20万円となります。（一人の被保険者について1回限り）



※着工時点の要介護状態区分を参照

※同一住所において着工した時点の介護度に着目して適用

（２）転居リセット

　転居した場合に再度、支給限度基準額が20万円までとなります。

　※同じ敷地内に母屋と離れがある場合に、敷地内で移動したとしてもリセットの対象になりません。

４．対象となる住宅改修の種類・概要



５．住宅改修費支給の流れ



６．支払方法

①「償還払い」･･･利用者が事業者に代金の全額を支払い、その後、町から利用者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

②「受領委任払い」･･･利用者が事業者に負担割合分（1～3割）を支払い、その後、町から事業者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

♦新規認定申請中に事前承認申請と工事を行う場合

　利用者の介護度が確定していないため、償還払いとなります。介護認定申請中に事前承認申請と工事の着工は可能ですが、支給申請は介護認定の結果がでた後となります。ただし、介護認定の結果が「非該当」の場合は保険給付の対象となりません。

♦入院中・入所中に事前承認申請と工事を行う場合

　在宅サービスの保険給付であるため、償還払いとなります。入院中・入所中に事前承認申請と工事の着工は可能ですが、支給申請は退院後・退所後在宅に戻ってからしかできません。在宅に戻らなかった場合は、保険給付の対象となりません。

７．申請方法

①事前承認申請

　受付日から事前承認までの審査期間は概ね3日間（受付日は含まず、開庁日のみ数える）です。ただし、現地確認を要した場合や書類不備・差替えがあった場合はこの限りではありません。事前承認の決定が下りる前に着工日を決めても構いませんが、余裕をもった日にちで着工日を設定してください。



♦工事内容に変更があった場合

工事の承認を受けた後に、工事金額の変更（使用する部材の変更、手すりの取付け位置の変更等に伴う金額の変更）がある場合には、変更申請が必要です。申請時の金額と変更がない場合は、変更申請の必要はありません。

【提出書類】

□介護保険住宅改修変更申請書

□変更後の工事見積書

□変更後の住宅改修図面

□変更内容に係る改修前の写真

□介護保険住宅改修費支給決定通知書

②支給申請（工事完了後）

　受付は月末締めで、翌月に住宅改修費を支給します。ただし、現地確認を要した場合や、書類不備・差替えがあった場合はこの限りではありません。



【記入例】







受領委任払いの場合は、事業所からの請求書が必要です。任意様式で構いませんが、以下の必要事項を必ず記載してください。

①請求者の情報（所在地、名称、代表者名、印鑑）

②請求金額（保険給付額と本人負担額を記載）

③住宅改修した被保険者の情報（氏名、被保険者番号）